



品 監 発 第 17 号
平成 26 年 10 月 14 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 三 浦 茂
同 井 上 奇 信
同 本 多 健 信
同 石 田 し ん ご

平成 26 年度前期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について下記のとおり報告する。

記

第 1 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- 1 収入の確保が適正に行われているか。
- 2 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- 3 契約の締結および履行の確認が適正に行われているか。
- 4 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 5 財産の管理が適正に行われているか。
- 6 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- 7 従前の指摘事項が是正されているか。

第 2 監査委員の関与

現監査委員 三浦 茂、井上 奇信、石田 しんごは、平成 26 年 4 月 2 日から同 9 月 24 日までに実施したすべての監査に関与した。

前監査委員 大沢 真一は、平成 26 年 4 月 2 日から同 5 月 26 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 本多 健信は、平成 26 年 5 月 27 日から同 9 月 24 日までに実施した監査に関与した。

第 3 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成 26 年 4 月 2 日から平成 26 年 9 月 24 日まで

2 対象部局（対象期間：前回監査実施日後から今回監査実施日まで）

- (1) 区長部局
- (2) 区議会事務局
- (3) 教育委員会事務局
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 監査委員事務局

第4 定期監査（所管別監査）の結果

《区長部局》

1 契約事務について

(1) 業務委託契約の仕様書に記載された業務について、下記のとおり委託業務として執行されていない事例がある。区との業務分担を整理されたい。

①平成25年4月1日付「中小企業センター窓口受付業務委託契約」において、収納した使用料の払い込みを職員が行っている。 (商業・観光課)

②平成25年4月1日付「住民票等郵送請求業務委託契約」において、収納金日報の作成を職員が行っている。

(戸籍住民課)

(2) 平成25年4月1日付「ホームページ作成CMS用機器の賃貸借契約」8,852円について、履行期間が同4月30日までとなっているにもかかわらず、機器の撤去は同7月12日に行われている。 (広報広聴課)

2 支出事務について

(1) 政府契約の支払い遅延防止等に関する法律では、支払いについて誠実にこれを履行しなければならないとし、支払いの時期について具体的に定め適正な執行が求められている。しかし、次のとおり事務処理の遅れにより結果として支払いが遅延している事例がある。法の趣旨に則り支払い事務の適切な執行に努められたい。

①平成24年9月30日に検査した「平成24年度9月分新規採用候補者の健康診断委託（単価）」23,940円の支払いが平成25年8月5日に執行されている。

(人事課)

②平成25年7月10日に検査した「高齢者医療ショートステイ業務委託（単価）（第1四半期分）」94,500円の支払いが同12月12日に執行されている。

(高齢者福祉課)

(2) 近接地外出張旅費に係る資金前渡について、品川区会計事務規則第87条第6項第2号によれば、「支払は、支給表に各人の領収印を徴して行なうこと」とされているが、支給表（旅費支払申請書）に当該旅行者の領収印を徴していない事例が少なからずある。適切な事務処理に努められたい。

(総務課、子育て支援課)

- (3) 品川区障害者まつり補助金、レクリエーション大会補助金および障害者週間・記念のつどい補助金について、余剰が生じた補助金から不足が生じた他の補助金への充当や繰越を認めている。品川区補助金等交付規則に則り適切に処理されたい。
(障害者福祉課)

3 収入事務について

- (1) 情報公開手数料について、現金出納簿の作成を行っていない。適切な事務処理に努められたい。
(広報広聴課)

- (2) 平成 25 年 7 月 5 日に収納した区史等有料頒布収入 200 円について、同 7 月 26 日に払い込みを行っている。適切な事務処理に努められたい。

(広報広聴課)

- (3) 歳入の調定について、平成 9 年 4 月付「収入事務の手引き」によれば、「歳入の調定は、その収入に対する請求権が生じたとき、すなわち収入の発生の原因となった事実が生じたとき、その都度直ちに行わなければならない。」とされているが、次のとおり不適切な事例がある。歳入調定は速やかに行われたい。

- ①「建物貸付料」518,016 円について、年度当初に調定をすべきところ平成 25 年 8 月 20 日に調定を行っている。

- ②「行政財産使用料」6,797 円の調定について、まず年度当初に年間分 11,652 円の調定をした上、使用許可取り消し後に調定更正をすべきところ、使用許可取消承認後の平成 25 年 10 月 11 日に調定を行っている。

①②(都市計画課)

4 現金管理について

- (1) 前渡金の管理について、品川区会計事務規則第 83 条第 1 項によれば、「資金前渡を受けた者は、その現金を確実な金融機関に預金しなければならない。ただし、直ちに支払を要する場合または 3 万円未満の現金については、この限りでない。」とされているが、直ちに支払いを要しないにもかかわらず、多額の現金を手提げ金庫で保管している事例がある。所要額について再検討されたい。

- ①「儀礼弔慰金・儀礼交際用経費」230,040 円 (総務課)

- ②「国民健康保険料過誤納還付金」120,000 円 (国保医療年金課)

- (2) 所管事業の事務局として設けている預金口座の管理について、カードにより ATM を使用して出入金を行っている事例がある。出入金のあり方について検討されたい。

- ①「品川区民生委員協議会」口座 (高齢者福祉課)

- ②「品川区民健康づくり推進協議会」口座 (健康課)

- (3) 所管事業の事務局としての現金の管理について、金銭出納帳の記載に誤りがある。適切な事務処理に努められたい。

①地区健康づくり推進委員会活動費、ふれあい健康塾活動費（大井第二・三地区健康づくり推進協議会）。
(大井保健センター)

(4) 品川区高齢者クラブ連合会の事務局としての現金の管理について、「高齢者いきがい課高齢者クラブ預金現金等取扱い要領」を定めているにもかかわらず、順守されていない。適切な事務処理に努められたい。
(高齢者いきがい課)

(5) 品川区障害者まつり実行委員会、レクリエーション大会実行委員会および障害者週間・記念のつどい実行委員会の事務局としての現金の管理について、金銭出納帳等を作成していない。適切な事務処理に努められたい。
(障害者福祉課)

5 指定消耗品の管理について

(1) 郵券の管理について、緊急に郵券が必要になる事態に備え相当枚数を施錠できるキャビネットで保管をしている。所要枚数について再検討されたい。
(税務課)

《教育委員会事務局》

1 収入事務について

(1) 品川学園敷地に係る行政財産使用料の調定について、使用許可申請が遅れたため平成24年3月から平成26年3月分の行政財産使用料103,698円の調定を平成26年1月8日に行っている。歳入調定は速やかに行われたい。
(庶務課)

2 物品の管理について

(1) 平成25年8月27日付受領決定の寄付物件（第二延山小学校）、同11月25日付受領決定の寄付物件（城南第二小学校）、同9月建築課より受領したバイクについて、それぞれ備品の登録を行っていない。改められたい。
(庶務課)

《区議会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《選挙管理委員会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《監査委員事務局》

指摘すべき事項は認められない。